文書分類番号	00	09	03	002	永　年	起案	平成　年　月　日	決裁	平成　年　月　日

議　長	副議長	局　長	次　長	主　査	担　当	担　当	文書取扱主任

第15回　総務文教常任委員会　会議録

開催年月日	平成24年5月30日（水曜日）	開会 10時00分	閉会 12時02分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	大谷、井上、渡辺精郎、水口、渡邊龍之、柴田 委員外～清水、木下、山本、窪之内	事務局	中嶋事務局長 菊井次長 橋本主査
欠席委員			
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり

議事の概要	1．所管からの報告事項について
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。
	（1）選挙投票所の変更について
	（2）専決処分について（損害賠償額の決定）
	（3）そらぷちキッズキャンプに係る不動産の無償譲渡について
	（4）市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プラン結果報告について
	（5）水防総合訓練の実施について
	（6）広報たきかわ発行日の変更について
	（7）自治体職員協力交流事業（ＬＧＯＴＰ）について
	（8）ＪＩＣＡ地域別研修「アフリカ地域農産品加工による村落生計向上／
	ＴＩＣＡＤⅣフォローアップ」研修員受入事業
	（9）張国際交流員の紹介
	(10) 宗教施設に対する市有地の貸付けについて
	(11) 土地開発公社の解散について
	(12) 教育部補正予算について
	(13) 空知教育センター組合規約の変更について
	(14) 滝川第三小学校改築基本設計について
	(15)「滝川市教育推進計画」について
	2．第2回定例会以降の調査事項について　　別紙調査項目のとおり決定した。
	3．その他について　　なし
	4．次回委員会の日程について　　正副委員長に一任することとした。

上記記載のとおり相違ない。　総務文教常任委員長　　大谷　久美子　㊞

平成24年５月29日

滝川市議会議長　水　口　典　一　様

滝川市長　前　田　康　吉
滝川市教育委員会委員長　若　松　重　義
滝川市選挙管理委員会委員長　藤　本　清　正

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成24年５月10日付け滝議第13号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合もありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	山　﨑　　　猛
総務部参事	千　田　史　朗
総務部総務課長	田　中　嘉　樹
総務部総務課副主幹	和　田　英　昭
総務部総務課法制文書室長	横　山　浩　丈
総務部総務課法制文書室主査	壽　崎　行　洋
総務部総務課防災危機対策室長	松　澤　公　和
総務部総務課防災危機対策室副主幹	橋　本　正　明
総務部企画課長	中　島　純　一
総務部企画課広報広聴室長	半　井　　　仁
総務部国際課長	山　内　康　裕
総務部国際課主任級主事	山　本　亜希子
~~総務部国際課主事~~	~~里　村　真　紀~~
総務部財政課長	高　橋　一　美
総務部財政課主幹	橋　本　啓　二
総務部財政課副主幹	堀　　　勝　一
総務部財政課副主幹	景　由　隆　寛

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小　田　真　人
教育部長	舘　　　敏　弘
教育部次長	河　野　敏　昭
~~教育部指導参事~~	~~四十九院　正満~~
教育部学校教育課長	中　川　啓　一
教育部学校教育課新しい学校づくり推進室長	鳩　山　　　稔
教育部学校教育課新しい学校づくり推進室主査	茶　木　哲　也
教育部教育支援課長	吉　川　　　修

　教育部社会教育課長　　　　　　　　　　　　　　竹　谷　和　徳

滝川市選挙管理委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

　選挙管理委員会事務局長　　　　　　　　　　　　高　橋　孝　次

　選挙管理委員会事務局主査　　　　　　　　　　　和　泉　　　譲

（総務部総務課総務グループ）

第15回　総務文教常任委員会

H24．5．30（水）午前10時00分
第一委員会室

○　開　　会

○　委員長挨拶（委員動静）

１．所管からの報告事項について

《選挙管理委員会》

（１）選挙投票所の変更について　（資料）選挙管理委員会

《総　務　部》

（２）専決処分について（損害賠償額の決定）　（資料）総　務　課
（３）そらぷちキッズキャンプに係る不動産の無償譲渡について　（資料）　〃
（４）市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プラン結果報告について　（資料）　〃
（５）水防総合訓練の実施について　（資料）防災危機対策室
（６）広報たきかわ発行日の変更について　（口頭）企　画　課
（７）自治体職員協力交流事業（ＬＧＯＴＰ）について　（資料）国　際　課
（８）ＪＩＣＡ地域別研修「アフリカ地域農産品加工による村落生計向上／ＴＩＣＡＤⅣフォローアップ」研修員受入事業　（資料）　〃
（９）張国際交流員の紹介　（口頭）　〃
（10）宗教施設に対する市有地の貸付けについて　（資料）財　政　課
（11）土地開発公社の解散について　（資料）　〃

《教　育　部》

（12）教育部補正予算について　（資料）学校教育課
社会教育課
（13）空知教育センター組合規約の変更について　（資料）学校教育課
（14）滝川第三小学校改築基本設計について　（資料）　〃
（15）「滝川市教育推進計画」について　（資料）教育支援課

２．第２回定例会以降の調査事項について～別紙

３．その他について

４．次回委員会の日程について

○　閉　　会

第15回　総務文教常任委員会

H24.5.30（水)10：00～

第　一　委　員　会　室

開　　会　１０：００

委 員 長　　ただいまより第15回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長　　委員の動静は、全員出席でございます。委員外議員としては清水議員、木下議員、山本議員、窪之内議員の出席を認めます。それから途中で傍聴に酒井議員が入る予定であります。
マスコミは、今のところ出席の予定はありません。

１．所管からの報告事項について

委 員 長　　それでは、早速入ります。１番、所管からの報告事項について。
選挙管理委員会から選挙投票所の変更について報告をお願いいたします。

（１）選挙投票所の変更について

高橋事務局長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。
質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　１番、選挙投票所の変更について報告済みといたします。
次、総務部に移りますが、初めに議案関連の番号を言いますので、その部分についてはご留意いただきたいと思います。２番、３番、12番、13番です。
また、お手元に資料がありますが、きょうは大変多くなっておりますので、委員外議員の質疑については発言時間を２分以内としたいと思いますので、お願いいたします。
それでは、総務部に移ります。
２番、専決処分について説明を求めます。

（２）専決処分処分について（損害賠償額の決定）

田中課長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　質疑ありますか。

渡　　邊　　事故が結構多発しているのかなと思うのですけれども、今最後におっしゃった職員に対する安全教育、これを最近実施したのがもしあれば教えてください。

田中課長　　昨年の12月に全体研修を実施しているところでございます。それと、各所管でも、例えば介護福祉課でも個別に警察のほうと相談しながら安全運転講習を実施したという経過もございます。
以上です。

委 員 長　　ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　なければ、２番について報告済みといたします。
次、３番、そらぷちキッズキャンプに係る不動産の無償譲渡について。

（３）そらぷちキッズキャンプに係る不動産の無償譲渡について

壽崎主査　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　質疑ありますか。

渡　　辺　　直接このこととは関係ないかもしれませんが、でも関係あるのです。滝川市が

不動産を無償譲渡するということですが、そらぷちキッズキャンプに庭園ができたので、ラベンダーを愛する会という民間団体がプランターでラベンダーの苗を寄贈したいと、つまり労力奉仕。原資は１％事業、これを申請するということで、私が事務局長ですから、かかわったのですが、滝川市としては直接キッズキャンプのところにいろいろな寄贈をしないのだと、こういうことを言っていますので、６月議会の議案ですから、きょうではなくて、そのことと関連して質問いたしますので、ぜひ打ち合わせをしておいていただきたいと思って、よろしくお願いします。１％のほうの事業の係のほうとこちらの無償譲渡との関係、よろしくお願いしたいと思うのですが、どうですか。

委 員 長　　この案件の質疑にはならないと思いますので、直接、所管と打ち合せしてください。

（何事か言う声あり）

委 員 長　　それでは、ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　それでは、３番について報告済みといたします。
次、４番、市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プラン結果報告についてお願いします。

（４）市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プラン結果報告について

田中課長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　それでは、質疑ありますか。委員のほうからの質疑はありませんか。

（なしの声あり）

委 員 長　　ないようですので、清水委員外議員、質疑の内容について。

清水委員外議員　　１つは１番にかかわって苦情処理への対応、４番にかかわって主査から副主幹とか、副主幹から課長職の基準などについて。

委 員 長　　２点ありましたけれども、この質疑についてよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長　　それでは、特に異議がないようですので、質疑をお受けしたいと思います。

清水委員外議員　　まず、市民ニーズの把握ということで、いろんなことでニーズの把握に努められたと、来たものは返すという。ただ、私はこの間３件ぐらい立て続けに、苦情を言ったのだけれども、返事がないということがあったのです。つまり市民は苦情を言っているのだけれども、職員はそれに対して対応したというつもりになっているのだろうと思うのです。ただ、市民にとっては全然返事がないということが続いたので、苦情が来たときの最終対応、どういうふうに確認をされているかというのが１点です。
２点目は、４番の人事評価、目標管理についてなのですが、丸ぽちの一番下で、頑張った者が報われる制度となるような制度を検討していくということなのですが、この推進プランそのものが２億4,000万円事件を契機につくられたものなのですが、あのときに懲戒処分を受けた方々がかなりの率で出世をされているということで、私は何人かの職員のＯＢの方からあれでいいのかということを言われたことがあるのです。そういう点についてはどのような基準でされてきたかということ。
以上です。

田中課長　　まず、１点目の苦情処理でございます。返事がなかったということでございますけれども、基本的な方針としましては返信先がわかるものはすべて返信をし

ているということでございます。最近はメールによりますもの、あるいは匿名の手紙、最近はメールが多いわけですけれども、そういうもので返せないものも中にはあります。ですから、返せるものについては返すという方針は、これは今も過去も変わりはございません。流れとしましては、一義的には広報広聴のほうで受けまして、それを関係所管に振り分けると、関係所管のほうから回答を上げて、直接回答する場合もありますし、広報を通じて回答する場合もあるということで、大きな流れは返せるものは返すという考え方でございます。もしそれがないとすれば、個別の案件ですから、後で教えていただければ調査をしたいと思います。

次に、人事評価の関係でございます。この件は、一般論的には議会でも一般質問で何回かされたことがございます。今具体的に生保の事件云々というのがございましたけれども、それはちょっと置きまして、一般論的には毎年勤務評定というものを実施しております。これは絶対評価ということでございますけれども、それらに基づきながら、ヒアリングなどを実施しながら人事異動あるいは昇格ということを考えているところでございます。個別にそういった事件を起こした方がということでございますけれども、それが何か犯罪を犯したということであれば……

（「懲戒処分を受けた。犯罪なんて言っていない」と言う声あり）

田中課長　懲戒処分、それは一つの処分ですから、そこでそういうことのけじめはつけた。ただ、それを全く無視して昇格させるとかということではございませんで、やはり本人の能力、それらを総合的に勘案して昇格させるという方針でございます。

委員長　ほかに質疑ありますか。

柴　田　今懲戒処分の話になったので、ちょっとお話をさせていただくのですけれども、懲戒処分が未来永劫その職員の身分、今後の処遇に影響するということは間違ってもないと思いますので、そこら辺はしっかり答弁するときにはきちっと答弁していただきたい。処分されたその時点、何の処分がされたのか、そして期間がもしあるとしたら、その期間が終了した時点でその懲戒処分は終わるわけですから、その後処分を受けた過去の事例があるから昇格に影響を及ぼすだとか、影響を及ぼさないだとか、そういったことは一切ないということを一度確認しておきたいと思いますので。

田中課長　ちょっと説明不足でございました。今柴田委員のおっしゃられるとおり、それは当然何か反するようなことがあれば処分を受けるということになります。その処分は、その時点で何なりの期間があったり、例えば昇給停止だとか、そういう処分がいろいろありますけれども、それはその処分を受けた段階で一つのけじめということになりますので、それをもとに退職までそれをずっと引きずるというような考えは持ってございません。

委員長　ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

委員長　４番について報告済みといたします。

次、５番、水防総合訓練の実施についてお願いします。

（５）水防総合訓練の実施について

松澤室長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　５番について報告済みといたします。

次、６番、広報たきかわ発行日の変更について、企画課お願いします。

（６）広報たきかわ発行日の変更について

半井室長　　広報たきかわ発行日の変更につきまして、口頭にて報告させていただきます。

広報たきかわ発行日をこれまでの毎月25日から毎月26日に変更といたします。

変更に至った経緯ですけれども、広報たきかわの配送につきましてはこれまでは日本通運株式会社を通じまして広報配達員の皆さんにお届けしていたところでございますけれども、昨年の11月に平成24年度以降の配送の辞退の申し出がありました。ペリカン便からの撤退、宅配便からの撤退ですとか、あるいは月１度の業務のために人のやりくり、新たな人材の育成が難しいということなどの理由から辞退ということになっております。

このことを受けまして、さまざまな配送手段等を検討した中で、平成24年６月号の広報により郵便事業株式会社滝川支店に配送を委託することとなりました。これまで日本通運で配送されていたときは広報のみを配送していたということで、ひもで縛るのみの簡易包装で配送していたわけですけれども、郵便事業株式会社の場合はゆうパックという扱いになりまして、ほかの荷物と一緒の配送になることから、配送途中の汚れですとか、あと破損を防ぐために広報紙を包装用紙で覆う必要が生じております。この作業工程に時間を要するために、２日間かかるということなので、１日は広報の編集を１日削って、そして１日は配送日を変更して毎月25日から26日に変更させていただくということになります。

町内会の皆さんには、町内会連合会連絡協議会の理事会などで周知させていただいております。それから、各町内会長さん、それから配達員の皆さんにおきましては、文書のほうで配送業者及び配送日の変更について事前周知を行ってきたところでございます。なお、26日が土日祝日になった場合は、今までどおり直前の平日の配送となります。

以上、口頭報告とさせていただきます。

委 員 長　　質疑ありますか。

渡　　辺　　変更はいいのですけれども、郵便事業になりまして、私も受け取るほうなのですが、判こが要ると。今までは玄関先に段ボールを置いていてもしっかりと置いていっていただいたのだけれども、郵便事業ということで、それはそれでいいのですけれども、待っていなければいけない。なかなか来ないと、丸一日かかると、この間そうだったのです、25日。そういうことではちょっと、みんな町内会長さん方は嫌になってくると思う。待っていなければいけないのか、判こが要るのかということになるのでないかと思う。その辺のことで何かないですか。

半井室長　　初めてこの間配送を行いまして、そのようなお話を郵便局のほうとも調整させていただいております。ただ、郵便局のほうとしても、ゆうパックという扱いなものですから、確実に届けて、紛失とかがあると困るということでそのような対応をさせていただいているというお答えをいただいております。今までの日通さんのやり方でその時間に合わせてというところもあったようですけれども、今回業者がかわってしまったものですから、その辺はご理解をいただきな

がら、配布のほうをお願いしたいと思っております。

委 員 長　ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　６番について報告済みといたします。

次、７番、自治体職員協力交流事業について。

（７）自治体職員協力交流事業（ＬＧＯＴＰ）について

山内課長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　７番について報告済みといたします。

次、８番、ＪＩＣＡ地域別研修、アフリカ地域農産品加工による村落生計向上についてお願いします。

（８）ＪＩＣＡ地域別研修「アフリカ地域農産品加工による村落生計向上／ＴＩＣＡＤⅣフォローアップ」研修員受入事業

山内課長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　８番について報告済みといたします。

それでは、９番、張国際交流員の紹介についてお願いします。

（９）張国際交流員の紹介

山内課長　それでは、張国際交流員のご紹介をしたいと思います。

過日３月19日開催のこちらの委員会で資料のほうにつきましては皆様に既にご紹介申し上げたのですけれども、ご本人が４月に着任いたしておりますので、こちらでご紹介したいと思います。

張国際交流員　皆さん、こんにちは。私は、中国からの国際交流員、張馨月と申します。よろしくお願いいたします。私の出身地は、中国の江蘇省です。江蘇省は、上海市のちょっと上のところです。

（「上手だ」と言う声あり）

張国際交流員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

委 員 長　よろしくお願いします。ありがとうございました。

９番終わります。

10番、宗教施設に対する市有地の貸付けについて説明お願いします。

（10）宗教施設に対する市有地の貸付けについて

高橋課長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　質疑ありますか。

渡　　辺　提案はわかりましたけれども、報告ということで聞いておきたいと思うのですが、今までの経緯、この２つの土地の状態、宗教施設というか、そういうものと市との関係はどうだったのかということについてお尋ねいたします。

（「何を聞きたいの」と言う声あり）

渡　　辺　経過を、今までの歴史、こうだったのだけれども、今回こうだという。この提案はわかったのですが、さきの状態がどうだったかということだけちょっとお願いします。

高橋課長　今までの経過ということなのですが、端的に、賃貸借契約を結ばせていただいたということは今まで賃貸借契約を結んでいない状態であったということでご

ざいます。
以上です。

委 員 長　ほかに質疑ありますか。

副委員長　先ほどの経過報告でわかったのですが、経過はわかったのだけれども、水神宮というのはほかにもいろいろあるような気がするのだけれども、昔は一生懸命やっておられた方がいらっしゃったのですが、この種の土地というのはここだけなのか、ほかにもあるような気がするのだけれども。というのは、いわゆる祭祀だとかそういうものをやっていないところがいろいろあるのだけれども、その辺の整理というのはどうなっているのかなと思って。ここしかないですか。例えば私は東２丁目なのですけれども、あの上にも水神宮があるのです。市有地ではないということかな。ただそういう組織がもう消滅しているから、ないということなのか、ほかにないかどうか、ちょっと聞きたいのですが。

委 員 長　市有地としてあるかどうかですね。

副委員長　そうです。

高橋課長　今回契約をした部分と申しますのは、すべて宗教的行事が継続的に行われているとみなされるものでございます。今おっしゃられているような部分については、既にもう宗教的な行事は行われていないもの等でございますが、私どもの確認している範囲の中では市有地にそのようなものがあるということでは確認をしておりません。滝川市有地にはないということでございます。

委 員 長　ほかに質疑ありますか。
それでは、窪之内委員外議員、質疑の内容について述べてください。

窪之内委員外議員　該当施設の確認と契約金額についてです。

委 員 長　２点ありますが、質疑を認めてよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長　窪之内委員外議員の質疑を認めます。

窪之内委員外議員　この問題を取り上げて本会議で質問をしたときに、該当施設は１カ所ということだけだったのです。初めて今見て２カ所になっていたので、豊滝神社だけだったのですが、もう一カ所発見されたというのはいつごろだったのかというのが１点と、あと面積割にしたら金額が違うので、賃貸借料の契約は面積割ではないのかどうかについての２点です。

委 員 長　答弁お願いいたします。

景由副主幹　窪之内議員さんのご質問があったのは22年の４定かなと思います。そのときには豊滝神社ということでご答弁申し上げているという経過も存じ上げておりますが、その後これをもちまして調査を市内にかけまして、22年度中に22年の４定の答弁後の調査で発見いたしましたので、滝の川水神宮１カ所について４月１日から即契約をさせていただいたということになってございます。
それと、平米単価についてですけれども、これは評価額をもとにさせていただいておりますので、その地区、地区によってちょっと異なります。

窪之内委員外議員　４定後の23年４月１日までの調査というのだけれども、私が本会議後に予算委員会か何かで質問したときも１カ所のことしか言っていないのです。だから、経過から見れば、（１）が23年の年度当初からやっていたということになれば、そのときは私は豊滝神社のことしか質問していませんので、そのときはまだ決まっていないということだったのです。そのときにもう明らかになっていれば、滝の川水神宮もきちんと報告すべきだったのではないかなというふうに思いま

すが。

高橋課長　滝の川水神宮につきましては、場所の横にかんがい溝、いわゆる土地改良区の土地がございまして、そことの土地の境界というか、経過としてどちらの部分に入っているのかというのがなかなか明確になっていなかった部分であるということでございまして、委員さんのおっしゃるとおり該当施設があるということは把握をしていた部分はあるのですけれども、そこまで確認が至っていなかったものですから、きちっとご報告をしていなかったという面についてはまことに申しわけないと思いますけれども、そういう中で確認をした上できちっと処理を進めさせていただいたということで、まことに申しわけないのですが、ご理解をお願いしたいと思います。

委 員 長　ほかに質疑ありますか。

それでは、清水委員外議員、質疑の内容について述べてください。

清水委員外議員　施設に貸し付けする土地の範囲についてです。

委 員 長　清水委員外議員の質疑を認めてよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長　清水委員外議員の質疑を認めます。

清水委員外議員　豊滝神社へ貸し付けする土地の範囲を伺いたい。

高橋課長　豊滝神社の階段がありまして、それからほこらまで行く参道の部分、長さにして約32メーターほどで、幅が約８メーターほどの部分を貸し付けをしているということでございます。

以上でございます。

清水委員外議員　神社の建物ありますよね、建物の裏にかつての人石の何かがあるのです。あそこは含まれているのか、いないのか。

高橋課長　含まれておりません。

委 員 長　それでは、10番について報告済みといたします。

11番、土地開発公社の解散について説明お願いいたします。

（11）土地開発公社の解散について

高橋課長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　説明が終わりました。

質疑ありますか。

柴　　田　解散自体については特に何も申し上げることはないのですけれども、問題は土地開発公社が果たしてきたこれまでの役割というものが今後どういった場面で必要となって、その役割をどういう形で市として果たしていくのかということが問題になってくると思うのですけれども、そのことについて現時点でもしお考えがあるのであれば、お尋ねしたいと思います。

高橋課長　土地開発公社が設立した時代というのは、いわゆるバブルの時代というか、土地が上がり続けるというような状況の時代だったというふうに考えております。現状においてはなかなかそのような状況にはなっていないという状況の中から、やはり先行取得というものが必要になる場面というのは非常に少なくなってきているということが１つございます。それと、先行取得していくということについては将来に負担を残していかなければいけないということもございますので、そのあたりの説明責任をとっていくという形も必要になると思いますので、そういう案件についても十分に検討した上で市が今後行っていくという形になると思います。

柴　　田　　　　　まことにそのとおりだと思うのです。先行取得の場面は、地代が上がっていく局面で必要なことであると、要するに安いうちに手を打っておくということですから、当然それはそうなのですが、土地というよりも市の政策として先行取得という場面が出てくるのではないかと思うのですけれども、そのことについての現時点でのお考えはあるのでしょうか。

高橋課長　　　　　先ほどもお話ししたとおり、土地開発公社としての先行取得の機能がなくなるということでございますので、先行して市の政策として必要になった土地については市の政策の中で議論をした上で取得をしていくということになると考えております。

以上でございます。

副委員長　　　　　必要だったから土地開発公社があったのだし、これが果たしてきた役割は大きいと思う。先ほど三セク債で最終的に８億円と言っていたが、そのお金を借り入れ、今まだ売れ残っている土地が大分あるでしょう。実際これからいったら、せせらぎもそうだし、中央工業団地もそうだし、そういうものを整理したら、そこに借りたお金を充当できるようなスタイルになるという理解で、ただきちっとどこかの部門がそれを進めなければならぬわけ。その辺の仕事そのものは残るわけ、またそれを売っていかなければならない。それがきちっと対応された形での移行ということになっているのかどうか、そこのところを説明してください。

高橋課長　　　　　解散した後の土地につきましては、すべて市所有の土地になりますので、現状としても市有物件について財政課のほうで売り払い処分というのを対応しておりますので、今後についてもそのようなことで対応していくことになると思っています。

副委員長　　　　　財政課の責任でやるということだな、責任持って。

高橋課長　　　　　責任を持ってということなのですけれども、職務として財政課の普通財産の売り払いということで対応していくということでございます。

（何事か言う声あり）

高橋課長　　　　　それについては、対応しないということではなくて、きちっと三セク債の償還に充てられるように対応していくということでございますが、まず解散前に土地開発公社として現有の土地をできるだけ換価していくという努力も行っていって、あわせてその上でということで考えております。

以上でございます。

委 員 長　　　　　ほかに質疑ありますか。

渡　　辺　　　　　それでは、簿価の総額の８億円と、その下のほうの３の22年度の決算の４億何ぼと、それから23年度決算の４億何ぼ、この関係についてご説明ください。そして、約８億円ぐらいの簿価の買い戻しを進める、そのお金と第三セクター債ですか、三セク債といいましたか、その償還の将来ずっとというよりも、近年のこれを借りた場合の償還のおおよその額みたいなものがもしわかれば、近年のですよ、余り何十年先でなくて平成26、27、28とか、30年ぐらいまでの、それらがわかったらお願いします。

景由副主幹　　　　資産と負債の関係ということで、23年度の数字……

（「８億円という買い戻しのことと決算の22、23の決算のところの、その金額との関係」と言う声あり）

景由副主幹　　　　三セク債の対象経費というのは、10ページのほうにも書かせていただいていま

すけれども、下のほうに抜粋してございますけれども、第三セクター等改革推進債の取り扱いについてという通知が総務省のほうから出されておりまして、その中で対象経費はこれですよというふうに決められていまして、うちの場合は土地開発公社に市が短期貸し付けという形で今10億4,000万円貸し付けておるのですけれども、それが先ほどごらんいただいたスキームの中では、24年度中に3,000万円市が買い戻しますので、少なくとも3,000万円は貸付金が減るだろうということで、10億1,000万円と想定してつくったものでございます。債務超過につきましては、資産から負債を引いて、本来であればプラス幾らというふうに出るのですけれども、公社については債務超過の状態ということで、負債に対して資産が足りない分が４億何がしあるということの関係でございます。三セク債を借り入れる８億9,000万円につきましては、公社がその時点で保有する現預金で返し切れない負債額、それが今予定されるのが８億9,000万円という額になるということでございまして、土地は残るかもしれない、極力販売努力はするのですが、そのときに残る土地についてはお金にはかえられないという位置づけになりますので、負債８億9,000万円を三セク債を借り入れるということで、残った土地については分配をいただいて売り払いをして、それを償還に当てるという関係になるということでございます。

渡　　邊　　48年に公社設立して、ずっといろんな事業をやってきたと、そういう中で土地が売れなくなったということでそういう処分、清算をしたいということは十分わかりました。それで、今財政のほうでストックマネージメントという、その一環でこの部分が提案なされたのかなと思っているのですけれども、現行の今公社が有する部分の土地と建物等、これらを全部処分するわけにいかないと思う。要は、返済部分で８億円借りるということかなと思っています。これからもまだ、土地を換価できればいいのですけれども、できないでずっと残っているという状態が続けば、どういう影響を与えていくのかという部分でもし説明できれば、お願いします。

景由副主幹　　基本的に起債につきましては一般財源で償還をしていくということが基本になっていくのですけれども、三セク債については残余財産があればそれを充てなければだめですよということになります。

済みません、先ほど渡辺委員さんのほうの質問がございまして、ちょっと答弁漏れたかもしれませんけれども、三セク債借りた影響額ということで、11ページのほうに今後の償還額というのを書かせていただいております。25年度末に約９億円を借りるということで、償還期間は原則10年間ということになっておりまして、10年間で利息据置期間なしで返しなさいよというのが基本になってございますので、ここでごらんいただくように元金については9,000万円ずつと、利息については年を追うごとに減っていきますので、26年度の9,900万円の償還から35年9,100万円の償還まで10年間続くということになってございます。ですので、この9,000万円に対して、土地が販売できればこれに幾ばくか充てることができる、あるいは翌年度分を繰り上げて償還をするということになるのですが、できなければすべて一般財源ということになって、市民の負担になってしまうという影響はございます。

委 員 長　　それでは、全体で質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　11番について報告済みといたします。

次、教育部と入れかえがありますので、５分休憩したいと思います。ご苦労さまでした。

休　　憩　１１：２１

再　　開　１１：２８

委 員 長　休憩前に引き続き会議を再開します。

12番、教育部補正予算について。

（12）教育部補正予算について

中川課長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　それでは、続けてお願いします。

竹谷課長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　それでは、説明が終わりました。

質疑ありますか。学校教育と社会教育両方でいいと思います。ありませんか。

（なしの声あり）

委 員 長　それでは、ないので、委員外議員、ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　12番について報告済みといたします。

次に、13番、空知教育センター組合規約の変更についてお願いいたします。

（13）空知教育センター組合規約の変更について

舘 部 長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　13番について報告済みといたします。

14番、滝川第三小学校改築基本設計についてお願いします。

（14）滝川第三小学校改築基本設計について

鳩山室長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　説明が終わりましたが、質疑ありますか。

副委員長　以前の総務文教委員会で発言したのですが、いわゆる再生可能エネルギーの関係で公共施設からどんどん取り入れていくという、特にまた教育上の今後の教育面からも必要でないかということで太陽光発電を取り入れるということで、これを見たら約48枚取り入れられているようで、非常によかったなと思っておりますけれども、これの効果ではなくて、何キロワットぐらいの発電を予想しているのか。

そして、この角度なのだけれども、伊達だったかに行ったときにもうちょっと角度がついていたような気がするのだけれども、これがベストな最高の角度なのか、その辺の検討はどういうふうにされていたのか、内容も含めて説明してください。

鳩山室長　再生可能エネルギーということで、太陽光発電を第三小学校でも取り入れる予定としてございます。太陽光発電及び現段階では蓄電設備も整えまして、太陽光で発生した電気を蓄電しまして学校で利用するというようなことも考えております。大きさは、約10キロワットを想定してございます。

あと、角度とかは、今後実施設計の中で効率よい滝川に合った角度等を取り入れて、効率よくいければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委 員 長　あと質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　14番について報告済みといたします。
次、15番に移ります。教育推進計画についてお願いします。

（15）「滝川市教育推進計画」について

教 育 長　　（別紙資料に基づき説明する。）
吉川課長　　（別紙資料に基づき説明する。）
委 員 長　　質疑ありますか。
柴　　田　　説明はよくわかりました。前にも私のほうから申し上げたのですけれども、こういう数値的な目標も掲げて、これから着実にやっていくということなのですが、やはり予算の確保というのが非常に重要なのですよ、特に教育行政の今後の推進においては。ですから、早目早目に予算確保のためのさまざまな動きをしていかなければいけないと思いますので、ぜひとも当委員会に対してもそういった協力を求める、そういったことも大変重要だと思いますので、そのことについて１点だけご指摘しておきたいと思います。
教 育 長　　冒頭申し上げましたとおり、以前に予算の時期に間に合うような形できちんと評価を行って、生かしてほしいということでの総務文教のご意見もありましたし、今ほどの柴田委員さんのご指摘もありました。そのとおりだと私ども思っておりますので、今後とも皆さん方のお力をおかりしながら、着実な教育の推進に向けて取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いします。
委 員 長　　ほかにありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　委員外議員、ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　それでは、質疑はないということで、15番について報告済みといたします。
教育部、ご苦労さまでした。

２．第２回定例会以降の調査事項について～別紙

委 員 長　　それでは、２番目、第２回定例会以降の調査事項についてということで、別紙調査項目のとおり確認してよろしいですか。変更はありません。
これでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長　　別紙調査項目のとおり決定いたします。

３．その他について

委 員 長　　次、その他について、委員の皆さんからはありますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　事務局からありますか。

（なしの声あり）

４．次回委員会の日程について

委 員 長　　次、４番、次回委員会の日程についてですが、正副委員長に一任いただくということでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長　　それでは、第15回総務文教常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉　　会　１２：０２